

男女共同参画施策の推進に係る中間評価

2022（令和4）年3月
三重県男女共同参画審議会

1 今回の評価について

三重県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）では、「三重県男女共同参画推進条例」に基づき、毎年、県が独自に行う評価とは異なる外部的視点で県の男女共同参画施策の実施状況に関する評価を行うとともに、概ね3年に一度、知事に対し提言を行っている。今般、評価を中間評価としてとりまとめ、次回の知事への提言に反映させていくものである。

今回の中間評価では、まず、これまでの中間評価と同様に、「第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画（改訂版）」に基づく令和2年度の施策の実施状況について、県関係各課へのヒアリング結果をもとに、「各施策の評価」として、その現状や今後検討すべき課題を整理している。

さらに、県では、2021（令和3）年3月に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」を、同時に制定し同年4月に施行した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」（以下「性の多様性条例」という。）に基づく計画としても位置づけたところである。当該条例をふまえ、本年度より、審議会のもとに新たに専門部会（第3部会）を設け、計画に位置づけた性の多様性に関する施策を調査・審議していくこととなった。今回の中間評価では、当該施策のこれまでの実施状況と今後の方向性について、県関係各課へヒアリングを行った結果をもとに、新たに「性の多様性に関する施策について」を盛り込んだところである。

県においては、これをふまえ、男女共同参画社会の実現に向け、引き続き取り組む必要がある。

2 各施策の評価

職業生活における女性活躍の推進

- 雇用等における女性活躍の推進

基本施策の指標に関する評価

「『女性活躍推進法』に規定する事業主行動計画等の策定団体数」は、「第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画」（以下「第2次基本計画第二期実施計画」という。）初年度（2016（平成28）年度）の343団体から2020（令和2）年度は575団体へと増加し、目標値（500団体）を達成した。

中でも、同法に基づく一般事業主行動計画の届出企業数（常時雇用労働者数300人以下の努力義務企業）は、全国4位の375社（2020（令和2）年度末）となっている。これは、女性活躍のロールモデルの創出やその取組の浸透等による気運醸成に取り組んだ結果であると評価できる。

「第3次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」(以下「第3次基本計画第一期実施計画」という。)では、「『女性活躍推進法』に規定する事業主行動計画等を策定する、常時雇用労働者数100人以下の団体数」を2023(令和5)年度までに397団体とするよう新たに目標を定めたところであり、中小・小規模企業への支援に注力し、女性管理職の増加等の具体的成果へとつなげていただきたい。

施策に関する評価

(1) 県内における女性活躍推進の取組(ダイバーシティ社会推進課)

女性活躍を推進する企業・団体のネットワークである「女性の活躍推進三重県会議」の会員数は、2014(平成26)年度の設立以降伸び続け、2020(令和2)年度は526団体にまで増加していることは評価できる。

継続した取組の結果、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出企業数(常時雇用労働者数300人以下の努力義務企業)が全国4位の375社(2020(令和2)年度末)となっていることは特筆すべき成果であり、これを県内企業へ大いにアピールしていただきたい。

なお、同会議は設立から7年が経過していることから、これまでの課題を整理するとともに、企業等のニーズに合わせた支援を展開していただきたい。

(2) 女性の活躍につながった取組事例の公募・顕彰(ダイバーシティ社会推進課)

2019(令和元)年度より、社会の「仕組み」を変えることで「行動」が変わり女性の活躍につながった取組事例を公募・顕彰する「チェンジ・デザイン・アワード」を実施している。2020(令和2)年度は「テレワーク」をテーマに事例を募集した結果、応募件数が2019(令和元)年度の40件から23件へと減少したが、時勢に合わせいち早くテーマ設定したことは評価できる。

テレワークの導入や業務のオンライン化等をはじめとするICTの活用は、女性の活躍を阻害する物理的・時間的な障壁を取り除き、能力発揮を実現するものである。引き続き、女性の活躍に向けてICTを活用した事例を収集し、広く共有を図るとともに、企業等における職場環境の整備に向けて、他部局と連携し取組を展開していただきたい。

なお、当該事業はUN Women(国連女性機関)が展開する「HeForShe」の趣旨に賛同し実施していることから、同機関と連携し、広く取組を発信いただきたい。

(3) 働き方改革を支援するアドバイザーの派遣(雇用対策課)

企業における働き方改革を支援するためのアドバイザー派遣事業について、1社あたり5回程度派遣を行い、きめ細かな支援を展開していることは評価できる。

今後は、派遣数の拡大の検討や成果の積極的な共有・公開などにより、取組の横展開を図っていただきたい。

(4) 「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度（雇用対策課）

ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む企業等を募集し、取組事例を共有する「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度について、企業が働き方改革への取組をPRでき、優秀な人材の獲得につながる有用な制度である。

取組をさらに広げていくためには、本制度への登録数を増加させるとともに、表彰事例を横展開していくことなどが重要となる。戦略企画部が所管する「三重県SDGs推進パートナー登録制度」をはじめ、他の制度等との連携による相乗効果で、本制度およびこれに基づく取組の発展へとつなげていただきたい。

(5) 病院内保育施設における保育士の人件費助成（医療介護人材課）

県内の病院内保育施設における保育士人件費の助成制度について、補助対象のうち、73.5%の施設で利用されていることは評価できる。

今後は、制度のさらなる利用へとつなげるため、利用のない施設からその理由を把握するとともに、制度の案内・周知方法を検討いただきたい。

(6) 潜在看護職員に対する復職支援（医療介護人材課）

潜在看護職員の復職に向けた実技研修について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、開催単位・回数、参加人数を見直し、工夫しながら実施したことは評価できる。復職に向けては技術の向上等も重要であり、研修の質を確保しつつ、取り組んでいただきたい。

また、復職に向けた就職相談では、延べ1万件以上の相談が寄せられているものの、就業数は348名となっている。潜在看護職員と求人とのマッチングに引き続き課題が残っていることから、その要因の把握・分析に取り組むとともに、ハローワーク等の関係機関と共に改善に向けた取組を進め、得られた課題を広く共有・公開していただきたい。

(7) 女性の再就職支援（雇用対策課）

新型コロナウイルス感染症の影響や子育て・介護等により離職し、再就職を希望する女性を対象に、オンラインを活用しスキルアップ研修や就職相談等を行ったことは評価できる。

事業のオンライン化により、スキルアップ研修では想定を超える参加があるなど効果が見られた一方、同研修と一連のカリキュラムとして、オンラインで実施した企業との意見交換や企業見学では、参加者数が想定を下回るなどの課題が見られた。

今後も引き続きオンラインを活用するとともに、事業の内容に応じた効果的な実施方法を検討するなどし、一人ひとりのニーズに応じた支援を展開いただきたい。

- 農林水産業、商工業等に係る自営業における女性活躍の推進
基本施策の指標に関する評価

「女性委員が選任されている農業委員会の割合」は、「第2次基本計画第二期実施計画」初年度(2016(平成28)年度)の93.1%から、2020(令和2)年度は86.2%へと減少し、目標値(100%)を達成できなかった。

2015(平成27)年の農業委員会法改正による農業委員の定数減の影響により、女性委員のいない委員会が増加し一時79.3%となったが、市町の農業委員会事務局に対し働きかけを行った結果、近年は改善傾向が見られる点は評価できる。

「第3次基本計画第一期実施計画」では、これを2025(令和7)年度までに100%とするよう改めて目標を掲げたところであり、この達成に向け、農業委員会事務局への積極的な働きかけを継続していただきたい。

- 仕事と子育て等の両立できる環境整備の推進
基本施策の指標に関する評価

「保育所の待機児童数」は、「第2次基本計画第二期実施計画」初年度(2016(平成28)年度)の101人から、2020(令和2)年度は81人へと減少したものの、目標値(0人)を達成できなかった。

認定こども園や保育所の施設整備、運営費の補助、加配保育士に対する補助などにより、保育所等の定員は増加したものの、共働き家庭や女性の継続就業率の増加などにより入所希望者が年々増え、待機児童が発生している状況にある。

「第3次基本計画第一期実施計画」では、これを2025(令和7)年度までに0人とするよう改めて目標を掲げたところであり、この達成に向け、市町と連携し、施設の整備や保育士等の人材の確保に取り組んでいただきたい。

施策に関する評価

(1) 潜在保育士等への支援(少子化対策課)

保育所等における待機児童発生の原因である保育士不足の解消に向けて、潜在保育士への調査結果等をふまえた的確な課題認識のもと、潜在保育士への就職相談会や保育所等における職場環境改善の支援を行っていることは評価できる。

保育士が働き続けられ、潜在保育士が希望に応じ職場復帰できるよう、引き続き支援を充実いただきたい。

また、保育士不足が課題であるということを社会全体の共通認識とし、改善に向けた取組が進むよう、あらゆる機会を通じた発信を検討いただきたい。

(2) 放課後児童クラブの設置・運営支援(少子化対策課)

放課後児童クラブの設置・運営に係る経費の補助や放課後児童支援員等を対象にした研修等の支援を継続して行った結果、クラブを設置する学区の割合は増加しているものの、利用希望者の増加により、待機児童が発生している。

放課後児童クラブの安定的な運営には多くの困難があると考えられ、とりわけ

民営のクラブが多いことから、財政的な支援や人材確保に向けた支援を充実いた
だきたい。

(3) 男性の育児参画の促進(少子化対策課)

男性の育児参画の好事例を募集・表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤー in み
え」について、「新しい生活様式」での子育ての工夫などを共有する「パパの育児
フォトコンテスト」として実施し、過去最高となる1,350の応募が得られた。従
来のエピソード等の募集から参加の垣根を下げるとともに、SNS上での投稿に
よる応募も可能とし、優秀作品でなくても共有ができる仕組みとしたことは、育
児に無関心な男性への波及効果が期待でき、評価できる。

今後も、この成功事例をふまえ、SNS等を上手く活用し、男性の育児参画の
質の向上に向けて、個人や企業への取組を強化していただきたい。

(4) 介護人材の確保(医療介護人材課)

「介護は女性の役割」という性別役割分担意識が社会に根強く残る中、介護離
職が女性のみならず男性においても発生している現状に鑑みて、介護サービスを
安定的に供給するための介護人材の確保が重要である。

これに向けて、修学資金の貸し付けを行うとともに、県福祉人材センターによ
る職場体験や就業支援を行うなど、様々な取組を展開していることは評価できる。

介護職員を志す人を増やしていくことも重要であり、積極的な取組の推進を検
討いただきたい。

男女共同参画を推進するための基盤の整備

- 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本施策の指標に関する評価

「県・市町の審議会等における女性委員の割合」は、「第2次基本計画第二期実施
計画」初年度(2016(平成28)年度)の26.7%(県32.0%、市町25.9%)から2020
(令和2)年度は28.0%(県32.0%、市町27.4%)へと増加したが、目標値(30%)
には届かなかった。

県においては、特に防災・医療分野の審議会等で女性の参画が進んでおらず、市
町では、審議会等における女性の参画状況に差が見られる。

「第3次基本計画第一期実施計画」では、これを2025(令和7)年度までに31.2%
とするよう新たに目標を定めたところであり、この達成に向け、県の各部局や市町
へ強く働きかけを行っていただきたい。

施策に関する評価

(1) 県の審議会等における女性委員の登用促進(ダイバーシティ社会推進課)

2020(令和2)年4月1日現在において、女性委員のいない附属機関は、前年
度比2機関減の3機関となった。

なお、2021(令和3)年4月1日時点では、これが0機関にまで減少しており、各審議会等の所管課と共に女性委員の登用に向けて積極的に取り組んだ結果であると評価できる。

今後も引き続き、この状態を維持するとともに、依然として女性委員の割合が低い審議会等の所管課と女性委員の登用に向けた方策を個別に協議し、全附属機関に占める女性委員の割合の向上へとつなげていただきたい。

(2) 三重県警察における女性活躍推進のための特定事業主行動計画に関する取組 (警察本部警務課)

2020(令和2)年度に策定した女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画において、新たに目標として定めた「警察本部における全警部および全警部補に占める女性警察官の割合」は、2025(令和7)年度の目標値(警部6%以上、警部補8%以上)に対し、2021(令和3)年度時点でそれぞれ3.1%、7.1%にとどまっている。

こうした中、昇任試験(巡査部長、警部補、警部)において、育児休業取得期間を在職期間とみなし、より多くの職員が受験機会を得られるようにしていることは評価できる。昇任試験における女性警察官の受験者数は、2016(平成28)年度の136人から2020(令和2)年度は189人へと増加しており、今後、女性幹部職員の増加へとつながることを期待したい。

また、男性職員の育児休業取得率は、2020(令和2)年度に過去最高の5.2%となったものの、知事部局(51.58%)と比べ低い水準にとどまっている。2022(令和4)年4月の改正育児・介護休業法の施行の機を捉え、男性の育児参画に関する組織全体の意識を変革するとともに、積極的な取得を推進していただきたい。

- 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 基本施策の指標に関する評価

「あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合」は、「第2次基本計画第二期実施計画」初年度(2016(平成28)年度)の39.9%から、2019(令和元)年度は37.8%^{注)1}へと減少し、目標値(49.4%)を達成できなかった。

これは、近年、女性の参画を阻む問題が報道等で顕在化し、男女共同参画意識が高まったことが調査における評価に影響を及ぼした可能性が推測される。

引き続き女性の参画拡大に努めるとともに、その成果が広く県民に実感を伴って認知されるよう、様々な広報媒体を活用した情報発信に取り組んでいただきたい。

注)1 初年度の数値と直接比較が可能な「第9回みえ県民意識調査」(令和元年度)の値。

男女が安心して暮らせる環境の実現

- 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本施策の指標に関する評価

「自治会長の女性割合」は、「第2次基本計画第二期実施計画」初年度（2016（平成28）年度）の3.7%から2020（令和2）年度は4.9%へと増加したが、目標値（5.2%）には届かなかった。

県内では、6市町においてこの割合が5%を上回る一方、11市町で女性自治会長が0名であるなど、女性の参画状況に差が見られる。

「第3次基本計画第一期実施計画」では、これを2025（令和7）年度までに8.0%とするよう新たに目標を定めたところであり、自治会を所管する地域連携部や市町との連携のもと、地域で活躍する女性を発掘・育成するなど、改善に向けた取組が求められる。

施策に関する評価

（1）防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大（防災企画・地域支援課）

防災分野における女性の参画を促進するため、三重県防災会議において、2020（令和2）年度中に新たに4名の女性委員が就任したことは、一定評価できる。

しかしながら、委員64名中女性は8名と、全体に占める割合は12.5%にとどまり、全国平均の16.1%を大きく下回っている。防災分野における県としての姿勢を示すためにも、まずは女性委員割合30%の早急な実現を求める。

なお、現状以上に女性の参画を進めていくためには、同会議を構成する約50の関係機関に対し、女性委員の推薦を働きかけていくことが不可欠である。これに際しては、特に、代表者以外であっても就任が可能であることを明示し、新たな女性委員の推薦を実現させてほしい。

加えて、実務的な会議である同会議幹事会や、同会議のもとで計画の策定・見直し等のため設置する防災・減災対策検討会議についても、県外研究機関等の女性研究者を登用するなど、あわせて女性の参画を進めていただきたい。

（2）避難所運営マニュアル策定指針の水平展開（防災企画・地域支援課）

男女共同参画の視点を取り入れるとともに、障がい者、外国人など多様な主体への配慮を盛り込んだ避難所運営マニュアル作成の取組を県内各地域に水平展開していることは評価できる。

引き続き市町と連携し、取組が完了していない約半数の地域において、各避難所の運営マニュアルを多様な主体へ配慮した内容へと更新していただきたい。

なお、避難所運営に女性の視点を着実に反映させるためには、県避難所運営マニュアル策定指針において、例えば「意思決定の場に女性の参画を少なくとも30%以上とする」などと数値を明示することが重要であるため、今後検討いただきたい。

- 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

基本施策の指標に関する評価

県民の「健康寿命」^{注)1}は、「第2次基本計画第二期実施計画」策定時(2015(平成27)年度)の男性77.9歳、女性80.7歳から、2019(令和元)年度は男性78.8歳、女性81.5歳へと伸び、目標値(男性78.6歳、女性81.1歳)を達成した。

今後も、健康づくりを推進する企業、関係機関・団体、市町等で構成する「三重とわか県民健康会議」による取組等を展開し、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、社会全体で支援を継続していただきたい。

施策に関する評価

(1) 性や妊娠・出産について学ぶ機会の提供(子育て支援課)

児童生徒や学生が性や妊娠・出産に関する正しい知識を習得し、ライフデザインを考えることができるよう、県教育委員会事務局と連携し、関係者を対象にしたセミナーの開催や中学生、高校生に対する教材の提供を行っていることは評価できる。

学習の推進にあたっては、性のあり方は多様であり、一人ひとり異なるという前提に立つ必要がある。あわせて、妊娠・出産は自己決定できるという考えなどを含む「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)^{注)}2の視点をふまえたものとなるよう、留意いただきたい。

- 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本施策の指標に関する評価

「性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数」は、「第2次基本計画第二期実施計画」初年度(2016(平成28)年度)の13団体から2020(令和2)年度は49団体へと増加したが、目標値(61団体)には届かなかった。

これまで、性犯罪・性暴力被害に関する出前講座等の機会を通じ、実績値を順調に伸ばしてきたが、2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、出前講座の実施が困難となった。

引き続き、協力団体数の増加に向け、オンラインも効果的に活用し取り組んでいただきたい。

なお、子どもの性犯罪・性暴力被害が深刻な課題となっていることから、これらの根絶に向けて社会全体で取組を進めることと被害者への支援のさらなる充実という両面から取組の推進をお願いしたい。

注)1 日常的に介護を必要とせず、自立して心身共に健康的な日常生活を送ることができる期間。

注)2 リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることとされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利とされている。

施策に関する評価

(1) SNSを活用した相談事業の実施(子育て支援課、くらし・交通安全課)

2020(令和2)年6月に、これまでの電話相談に加え、SNSを用いた「三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談」を開設し、主に10~30代の新たな層の相談へとつなげていることは評価できる。

引き続き、誰もが相談しやすいよう、対応の充実や相談窓口の周知に注力するとともに、適切な支援へとつなげていただきたい。

(2) DV被害者に対する相談・支援の充実(子育て支援課、ダイバーシティ社会推進課、警察本部人身安全対策課)

DV被害に関する相談件数は、2020(令和2)年度は2,587件(配偶者暴力相談支援センター、県男女共同参画センター、警察の合計値)となり、2019(令和元)年度の2,003件より大幅に増加している。

新型コロナウイルス感染症による社会活動の変化などの影響により、相談内容の深刻化や被害の増加が懸念されるところであり、引き続き、相談窓口の周知に取り組むとともに、関係機関と連携し、適切な支援を展開していく必要がある。

また、DV加害者の更生プログラムについて、引き続き加害者支援団体を通して見えてきた知見や課題を整理し、積極的に三重県独自の取組を推進していただきたい。

計画の推進

施策に関する評価

(1) 県男女共同参画センターが開催する講座・イベント等(ダイバーシティ社会推進課)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、従前の対面方式での講演会、講座等の実施に困難が生じた中、オンラインを積極的に活用し、ほぼ全ての事業を中止せずに開催した点は評価できる。

また、オンラインが不慣れな参加者に対しては、個別に支援を行うなど、細かな配慮がなされている。

一方、こうした個別支援や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う相談件数の増加等により、業務量の増大が見受けられる。オンラインの効果的な活用や個別の支援を継続しつつ、業務によっては協力団体の応援を仰ぐなどし、引き続き男女共同参画の普及啓発を効果的に推進していただきたい。

性の多様性に関する施策について

(1) 施策を推進するための基盤整備(ダイバーシティ社会推進課)

性の多様性を認め合う社会の実現に向けては、2017(平成29)年12月の「ダイバーシティみえ推進方針」の策定を皮切りに、2019(平成31)年2月に「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン」(以下「職員ガイドライン」という。)が作成された。さらに、2021(令和3)年3月には「性の多様性条例」を制定するとともに、同時に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」を同条例に基づく計画としても位置づけ、性の多様性に関する施策を推進するための枠組みが着実に構築されてきた。

2021(令和3)年9月からは、パートナーシップ宣誓制度の運用が開始されるなど、今後は、性的指向・性自認等に関わらず、誰もが安心して暮らせる社会づくりに向けた具体的な取組の展開が期待される所であり、新知事のもとでも一層取組を推進していただきたい。

(2) 人権学習の推進(人権教育課)

学校において、性の多様性への理解を深める教育を推進するため、2012(平成24)年3月に作成した高等学校および特別支援学校高等部向けの人権学習指導資料において、学習展開例を掲載している。さらに、2016(平成28)年3月に小学校高学年向けの人権学習指導資料、2019(平成31)年3月には中学校向けの人権学習指導資料を発行し、それぞれの学校において、子どもたちの発達段階に応じた学習が行えるようにしていることは評価できる。特に、性の多様性に関する教育を実施する県立学校の割合は、2018(平成30)年度から2020(令和2)年度の累計で100%となっている。

引き続き、各学校において、これらの資料を活用した効果的な学習を展開し、全ての生徒にその機会が提供できるよう取り組むとともに、家庭・地域との連携を促進し、性の多様性への理解を広げていただきたい。

また、同資料の作成後に、「性の多様性条例」が制定されるなど社会情勢が変化しているため、資料の見直しや更新を進めていただきたい。

(3) 啓発イベントの実施(ダイバーシティ社会推進課)

性の多様性について県民への理解促進を図るため、2019(令和元)年度より毎年トークイベントを開催しており、映画や漫画といった身近な題材を活用し、幅広い層が参加しやすいよう配慮していることは評価できる。

さらなる理解を広げていくためには、これまでのイベントのアンケート結果をしっかりと分析するとともに、関心が薄い層への働きかけが非常に重要である。こうした層の参加にもつながるよう、啓発や広報の手法を工夫し、今後の事業を展開していただきたい。

(4) 企業等に対する支援(ダイバーシティ社会推進課)

企業等に対しては、2019(令和元)年度に多様な性をテーマにした研修を開催し、基礎知識や当事者が職場で抱える困難、職場でできる施策のポイントなどを学ぶ場が設けられた。本年度には、従業員の研修に活用してもらえるよう、企業向けガイドラインの作成、これに合わせた企業向け研修を予定するなど、取組が進められていることは評価できる。

しかしながら、当事者の存在が認識されず、課題が顕在化しないまま最終的に離職につながるケースも考えられる。企業の人材確保の観点からも、経営者層や管理職層の意識変革が不可欠であることから、施策の効果的な展開に向けて、雇用経済部や経済団体等と連携して取り組んでいただきたい。

性的指向・性自認等に関わらず誰もが働きやすい職場環境づくりに向け、県における「職員ガイドライン」に基づく取組やパートナーシップ宣誓制度の利用者を事実婚と同様に取扱う取組をモデル事案として、取組が波及していくことを期待する。

(5) 県男女共同参画センターにおける取組(ダイバーシティ社会推進課)

県男女共同参画センターでは、2016(平成28)年度に性の多様性をテーマにした大規模な講演会を開催したことを皮切りに、団体等の要望に応じ職員を派遣し講演する「フレンテーク」のテーマの一つに性の多様性を加えたほか、2017(平成29)年度には専門の相談窓口を全国に先駆けて設置した。こうした早い段階から同センターが積極的に取り組んできた点は高く評価できる。

また、事業の実施にあたっては、その対象や目的によって、適切な内容や名称が検討されているほか、きめ細かにヒアリングやアンケートを行い、事業に反映している点は評価できる。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、従前の啓発手法に困難が伴う中、「フレンテーク」のオンライン化や講演会の配信等が進められている。引き続き、効果的な啓発手法を活用するとともに広報を強化し、企業等への啓発や新たな層への学習の機会を充実していただきたい。

これまで、性のあり方に関わらず誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、様々な取組が展開されており、今後もLGBTという言葉だけでは括りきれない性の多様性への配慮をもとに事業を推進いただきたい。

(6) 相談体制(ダイバーシティ社会推進課)

当事者の不安や悩み等に対して相談を受けることができる人材を育成するため、2020(令和2)年度より相談員育成講座を開催し、性の多様性についての基礎知識やカウンセリングを深く学ぶ機会が提供されている。

2021(令和3)年4月からは、県男女共同参画センターが実施する相談窓口を拡充し「みえにじいる相談」を開設、10月からはSNS相談を開始するなど、性の多様性に関する相談に深く対応できる体制を作りつつあることは評価できる。

性の多様性についての社会の理解不足による差別や偏見、社会生活上の制約などの問題は依然あり、各当事者が置かれた状況に応じた幅広い支援が求められることから、相談内容によっては、プライバシーや個人情報の保護を徹底した上で外部の専門的な機関や団体等を紹介し、適切な支援につなげていただきたい。

また、相談を必要とする人々に相談窓口の情報が行き届くよう、広報手法の工夫と広報頻度の充実を検討いただきたい。

(7) 校則等の見直し(生徒指導課)

性的指向・性自認等に関わらず、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、これまでに各県立学校において、制服をはじめとする校則の見直しのほか、生徒の状況に応じ、更衣やトイレ使用の際の配慮、提出書類等における性別欄の撤廃などが進められてきた。この結果、特に本年度からは、制服を定める全ての県立学校において、この男女別規定が撤廃されていることは評価できる。

各県立学校の校則が社会の状況等に沿ったものとなっているか、引き続き確認や指導がなされており、見直し後の校則は本年度中に各校のホームページに掲載される予定であるため、今後、この達成状況を注視したい。

また、校則の見直しだけでなく、その実態が伴っているかが重要であることから、例えば男女別での整列のように古くから根付く慣習を見直すなど、各学校において個々の生徒の状況に応じたきめ細かな配慮や具体的な対応がなされるよう、取組をお願いしたい。

男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本施策の指標	現状値	目標値	達成状況	評価（再掲、本文P6）
あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感ずる県民の割合	(令和元年度) 37.8%（注）	(令和2年度) 49.4%	未達成	「あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感ずる県民の割合」は、「第2次基本計画第二期実施計画」初年度（2016（平成28）年度）の39.9%から、2019（令和元）年度は37.8%へと減少し、目標値（49.4%）を達成できなかつた。これは、近年、女性の参画を阻む問題が報道等で顕在化し、男女共同参画意識が高まったことが調査における評価に影響を及ぼした可能性が推測される。なお引き続き女性の参画拡大に努めるとともに、その成果が広く県民に実感を伴って認知されるよう、様々な広報媒体を活用した情報発信に取り組み、引き続き女性の参画を阻む問題が報道等で顕在化し、男女共同参画意識が高まったことが調査における評価に影響を及ぼした可能性が推測される。なお引き続き女性の参画拡大に努めるとともに、その成果が広く県民に実感を伴って認知されるよう、様々な広報媒体を活用した情報発信に取り組み、引き続き女性の参画を阻む問題が報道等で顕在化し、男女共同参画意識が高まったことが調査における評価に影響を及ぼした可能性が推測される。

（注）令和元年度分までは「みえ県民意識調査」の結果を現状値としていますが、同調査において本項目に関する設問がなくなつたため、令和2年度分の現状値は県庁広聴事業（e-モニター）アンケート調査の結果としています（参考：令和2年度 63.4%）。評価では、直接比較が可能な令和元年度（「みえ県民意識調査」）の現状値を活用しています。

男女が安心して暮らせる環境の実現
家庭・地域における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値	達成状況	評価（再掲、本文P7）
自治会長の女性割合	(令和2年度) 4.9%	(令和2年度) 5.2%	未達成	「自治会長の女性割合」は、「第2次基本計画第二期実施計画」初年度（2016（平成28）年度）の3.7%から2020（令和2）年度は4.9%へと増加したが、目標値（5.2%）には届かなかつた。県内では、6市町においてこの割合が5%を上回る一方、11市町で女性自治会長が0名であるなど、女性の参画状況に差が見られる。「第3次基本計画第一期実施計画」では、これを2025（令和7）年度までに8.0%とするよう新たな目標を定めたこととあり、自治会を所管する地域連携部や市町との連携のもと、地域で活躍する女性を発掘・育成するなど、改善に向けた取組が求められる。

生涯を通じた男女の健康と生活の支援

基本施策の指標	現状値	目標値	達成状況	評価（再掲、本文P8）
健康寿命	(令和元年度) 男性78.8歳 女性81.5歳	(令和元年度) 男性78.6歳 女性81.1歳	達成	県民の「健康寿命」は、「第2次基本計画第二期実施計画」策定時（2015（平成27）年度）の男性77.9歳、女性80.7歳から、2019（令和元）年度は男性78.8歳、女性81.5歳へと伸び、目標値（男性78.6歳、女性81.1歳）を達成した。今後、健康づくりに推進する企業、関係機関・団体、市町等で構成する「三重とこわか県民健康会議」による取組等を展開し、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、社会全体で支援を継続していただきたい。

男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本施策の指標	現状値	目標値	達成状況	評価（再掲、本文P8）
性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のため の協力団体数 （累計）	(令和2年度) 49団体	(令和2年度) 61団体	未達成	「性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数」は、「第2次基本計画第二期実施計画」初年度（2016（平成28）年度）の13団体から2020（令和2）年度は49団体へと増加したが、目標値（61団体）には届かなかつた。これまで、性犯罪・性暴力被害に関する出前講座等の機会を通じ、実績値を順調に伸ばしてきたが、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、出前講座の実施が困難となった。引き続き、協力団体数の増加に向け、オンラインも効果的に活用し取り組んでいきたい。なお、性犯罪・性暴力被害が深刻な課題となっていることから、これらの根絶に向けて社会全体で取組を進めると被害者への支援のさらなる充実という両面から取組の推進をお願いしたい。

は「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」における目標項目